

男鹿南中学校いじめ防止等のための基本方針

男 鹿 南 中 学 校
令和5年4月
令和5年10月改訂

○基本方針策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、本校の全ての生徒が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を社会全体で作り上げることを目指し、地域、家庭、学校並びに関係者が連携し、いじめの未然防止、早期発見、適切な対処、対応を図るために定めるものである。

○いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめの定義には、かつての定義のように「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」などの要素が含まれていないことに留意が必要であり、個々の行為が、法律や条例上の「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、意図的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行うことが必要である。

| いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

生徒をいじめに向かわせることなく、心の通い合う人間関係を構築できる集団を育むためには全ての学校関係者が一体となり、継続的な取り組みを続ける必要がある。

その取組を通して、全生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合う態度を育て、いじめをなくすために生徒が主体的に行動するなど、学校や地域全体がいじめを許容しない雰囲気を醸成するよう努めなければならない。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの適切な対応の前提となるものであり、周囲の大人が、生徒のわずかな変化にも気付く力を高めることが求められる。早期発見のために、定期的なアンケート調査の実施や教育相談の実施、電話相談窓口を生徒及び保護者に周知するなど、生徒がいじめを訴え、通報しやすい体制を整えることにより、学校と家庭、地域、関係諸機関が連携していじめの早期発見に努めるものとする。

(3) いじめへの対処

いじめの事実が確認された場合には、いじめを受けた生徒やいじめを通報した生徒の安全を確保した上で、いじめたとされる生徒に対して事情を確認し適切に指導するほか、保護者にも誠実に対応し、組織的な対応を行う必要がある。また、教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係諸機関と適切に連携して対応する必要がある。

学校はいじめに応じるための校内体制及び組織を整備し、教職員はいじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく必要がある。

(4) 家庭、地域、関係機関等との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校は、家庭、地域、関係機関等との連携を深める必要がある。

学校関係者がPTA組織や地域の関係団体と、学校や地域のいじめへの対応状況について定期的に協議する機会を設けるほか、各学校が各地域で行う体験的な学習活動の充実により、生徒たちが大人と関わる機会を多く設定することは、いじめの未然防止及び早期発見につながるものと考えられる。

警察や児童相談所等との適切な連携を図るために、各中学校区における情報交換、連絡会議を開催するなど、平素からの情報共有を図る必要がある。

2 いじめの防止等のための具体的な取組（学校における取組）

(1) 未然防止のための取組

- 生徒指導の機能を生かした授業づくり
- 道徳教育の充実
- 生徒が主体的に活動する生徒会活動の推進
 - ・生徒会執行部や生活委員会による「あいさつ運動」「いじめ防止の呼びかけ」等
- 人間関係づくりを重視した活動の推進
- 職場体験、地域貢献活動、ボランティア体験等の体験活動の充実
- 地域の方や卒業生による「ぐろおがる」講座の実施（生き方を考える）
※「ぐろおがる」→造語：ぐろお(grow:成長する)、おが(男鹿)、おがる(方言:成長する)
- 情報モラル教育の充実
- 保護者・地域との連携の推進
- 定期的ないじめ防止委員会(生徒指導委員会)の実施(週1回:水曜日4校時)
- いじめ防止に関する教職員研修の実施

(2) 早期発見の取組

- 定期的な「学校生活アンケート調査」による実態把握(年8回)
- 教育相談活動(年2回の三者面談他)
- スクールカウンセラーと連携した相談活動
- 小中学校間の連携

(3) 早期対応の取組

- ①基本姿勢
 - ・どんなトラブルに対しても当該生徒に適切に寄り添い、その解決に向けた対応を行う。
- ②迅速かつ組織的な対応
 - ・管理職への迅速な報告・連絡・相談の徹底
 - ・生徒指導部会等、チームによる組織的な対応
 - ア いじめを受けた生徒を支援する体制整備
 - イ いじめを行った生徒に対する指導の充実
 - ウ 当該生徒の保護者との迅速な連携
- ③関係機関との連携
 - ・ケースに応じて、教育委員会、警察、児童相談所等の関係機関との連携を図る。

3 重大事態への対応

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 速やかに教育委員会に報告するとともに、事実関係を明確にするための調査を行う。
- イ 調査については、重大事態に対処するとともに、同様の事態の再発防止に向けて行うことを念頭に置く。また、調査結果は教育委員会へ報告する。
- ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対して、調査によって明らかとなった事実関係その他必要と認められる情報を、適時、適切な方法で提供する。その際、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供する。

4 検証と改善

毎年度、いじめの状況及びいじめの対応等について、学校評価において検証し、課題について改善を図る。